

(平成 28 年 1 2 月 1 2 日)

案 件 名 及 び 要 旨

- 議案第 128 号 甲賀市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
国家公務員の給与改定に関する法案が可決したことに伴い、市職員の給与等について国の人事院勧告に準拠した改正を行うもの。
- 議案第 129 号 平成 28 年度甲賀市一般会計補正予算（第 5 号）
職員の給与等について、条例改正に基づく所要の補正を行い、歳入歳出予算にそれぞれ 39, 845 千円を追加し、歳入歳出予算総額を 43, 839, 885 千円とするもの。
- 議案第 130 号 平成 28 年度甲賀市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
職員の給与等について、条例改正に基づく所要の補正を行い、歳入歳出予算にそれぞれ 795 千円を追加し、歳入歳出予算総額を 6, 909, 652 千円とするもの。
- 議案第 131 号 平成 28 年度甲賀市病院事業会計補正予算（第 1 号）
職員の給与等について、条例改正に基づく所要の補正により 3, 221 千円を増額し、人事異動等に伴う所要の補正により 3, 221 千円を減額するため、収益的支出において給与費の組み替えを行うもの。
- 議案第 132 号 平成 28 年度甲賀市水道事業会計補正予算（第 1 号）
職員の給与等について、条例改正に基づく所要の補正を行い、収益的支出を 1, 178 千円、資本的支出を 260 千円それぞれ増額し、人事異動に伴う所要の補正により、収益的支出を 17, 068 千円減額し、資本的支出を 82 千円増額するもの。
- 議案第 133 号 平成 28 年度甲賀市診療所事業会計補正予算（第 1 号）
職員の給与等について、条例改正に基づく所要の補正により 632 千円を増額し、人事異動等に伴う所要の補正により 632 千円を減額するため、収益的支出において給与費の組み替えを行うもの。
- 議案第 134 号 平成 28 年度甲賀市介護老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）
職員の給与等について、条例改正に基づく所要の補正により 1, 548 千円を増額し、人事異動等に伴う所要の補正により 1, 548 千円を減額するため、収益的支出において給与費の組み替えを行うもの。
- 議案第 135 号 平成 28 年度甲賀市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
職員の給与等について、条例改正に基づく所要の補正を行い、収益的支出を 1, 009 千円、資本的支出を 277 千円それぞれ増額するもの。
- 議案第 136 号 市道路線の廃止につき議決を求めることについて
水口町北泉地先の泉・念佛田線、甲南町深川地先の深川・猪ノ谷線、信楽町杉山地先の大倉団地線を廃止することについて、道路法第 10 条第 3 項の規定に基づき、議決を求めるもの。
- 議案第 137 号 市道路線の認定につき議決を求めることについて
水口町泉地先の泉・念佛田線、甲南町深川地先の甲南駅北 1 号線、甲南町野田地先の野田下浦 5 号線、信楽町杉山地先のしがらきニュータウン 1 号線、信楽町中野地先のしがらきニュータウン 2 号線を認定することについて、道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、議決を求めるもの。